

相談

行政書士 無料相談

遺言、相続、老後の生活、そのほか暮らしと官公署に関わる手続きについて無料相談を行います。

日時 10月1日(土)

午前9時30分～午後2時

場所 四万十市立中央公民館

1階 創作室

問 高知県行政書士会幡多支部

事務局(河野)

☎ 090-3461-0535

ご存じですか 公証制度

10月1～7日は「公証週間」です。

「公証制度」とは、皆さんが不動産の売買・金銭の貸し借りなどの重要な契約を交わしたり、遺言をされたりする際、法務大臣の任命する「公証人」に依頼して、法的に特別の証拠力が認められている文書(公正証書)を作成することにより、後日のトラブル防止と、取引や財産の安全の確保を図る制度です。

公証週間中は、全国一斉に広報活動や無料相談が行われます。

無料公証相談

日時 10月1日(土) 午前10時～

正午、午後1時～4時

場所 中村公証役場

(四万十市大橋通6-3-7 第一とらやビル4階)

※事前予約制。電話相談はできません。

申・問 中村公証役場

☎ 34-1728

法務局くらしの相談所

高知地方法務局では、四国一斉で、法務局の業務に関する1日無料相談所を開設します。予約は不要です。

日時 10月2日(日)

午前10時～午後3時

相談内容

登記・供託・戸籍・国籍・人権擁護などに関する相談、公正証書に関する相談

場所 高知地方法務局四万十支局

(四万十市右山五月町3-12)

問 高知地方法務局総務課

☎ 088-822-3331

当日の連絡先

☎ 090-8972-2001

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、高齢者や障がい者の人権問題解消に向け、電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日も受け付けます。また、平日は時間を延長し、午後7時まで受け付けます。

実施期間

9月5日(月)～11日(日)

時間

午前8時30分～午後7時

※土・日は午前10時～午後5時

開設場所

高知地方法務局人権擁護課

☎ 0570-003-1110

(全国共通ナビダイヤル)

相談内容

介護者からの肉体的・心理的虐待あるいは家族などによる経済的虐待、就業差別、暮らしの悩みごとなど、高齢者・障がい者をめぐる人権問題を

※相談は無料、秘密は厳守します。

問 高知地方法務局人権擁護課

☎ 088-822-3503

弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談所のご案内

四万十人権擁護委員協議会と高知地方法務局四万十支局では、特設人権相談のほか、弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談を2カ月に1度、四万十支局において開設します。

開設日

奇数月の第2水曜日

9月14日(水)・11月9日(水)・平成

24年1月11日(水)・3月14日(水)

時間

午後1時30分～3時30分

※相談時間は一人30分以内

その他

事前予約制

※相談は無料、秘密は厳守します。

○開設場所・お問い合わせ

高知地方法務局四万十支局

(四万十市右山五月町3-12)

☎ 34-1600

